

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第283号）

〔 対応の違う理由がわかる文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日 平成29年6月30日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、平成23年4月11日、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「守口署は、A社の株主総会へいき受付について、社会的に公正さを阻害されたが曾根崎署はトイレの使用も拒否し「コンビニを使用せよ」と指示されたがそこでも使用禁止になっていた。同じ大阪府警なのに何故このようなことが発生したかのか判る文書」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成23年4月26日、実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書を作成又は取得していないため管理していないことを理由として、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成23年5月2日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第5条の規定により、実施機関の上級庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して、本件決定の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

前日公安委員会より「開示請求でなく苦情として取り扱いたいので一任されたい」と申出があったので、それに同意した。

本作も又そのように取り扱うのなら、一報下さい。

なお、東京都公安委員会では警視正と警視が対応して（名前名乗ったが記憶していない）「ウチは、開示請求は開示請求、苦情は苦情とし、別個に取り扱う。大阪みたいに開示請求を取り下げて苦情として処理するとの取り引きはしない。開示請求で、苦情申し立ても、個人情報保護の観点から、それが苦情として取り扱われることはあり得ない。苦情はあくまで苦情として提出すること」と発言されたから、僕は、この時の一件のみを苦情として申告しただけである。これは、警視庁広聴係に「コウジ町署にB社の株主総会における警備について判る文書」の開示請求を要求しに出向いたが、警務係長より、それは個人情報に相当するので保有個人情報開示請求用紙に記入せよ」と強制され僕の再三の抗議も無視され、仕方なくそれに従った。警視庁に戻ってセンターと意見交換したが誤りであることは明白ですので、

後日再度出向いたが、その係長が交通事情により歩いて出勤しているとかで、別の係長が対応したが、僕に対して恐れをなしたので、組犯部の職員に僕の写真をとらせた。この警察署は官邸を所轄にもつので、その立場の人物達が訪れ、その時は一定の部屋に入れ、ドアを開け放しておく、その正面から写真がとれるようになっているのである。僕は、前日訪れた時は運転免許証まで見せているのであるから、その必要はないのに、自分達がミスしたから圧迫感をもった結果である。

そのように明白なのにその回答は「写真をとったことはなく、取り扱いに不当はない」とのことである。公安委員会に一応苦情として、この公文書を資料として提出した上、苦情申出したが、公安委員会自身が調査するのでないので、また、署長が回答するだけですので見直されることはあり得ないのである。その点、情報公開制度では第三者である審査会委員が一応僕の言い分を聴くことになるので多少は効果が期待される。

第五 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 本件決定に対する実施機関の意見等

(1) 本件請求の趣旨

ア 審査請求人に対する趣旨確認結果

「行政文書公開請求書の記載のとおりです。」とのことである。

イ 警察署への確認結果

(ア) 守口警察署

平成〇〇年〇月〇日の夜間、審査請求人は一晩の休憩を求め守口警察署を訪れており、夜間であった事等からロビーでの休憩を許可している。

(イ) 曾根崎警察署

平成〇〇年〇月〇日の午後6時頃、一晩の休憩を求め曾根崎警察署を訪れているが、警察は宿泊施設ではない旨を教示し、ロビーでの休憩は許可していない。

なお、トイレ使用の拒否については、事実確認ができなかった。

(2) 本件請求に対応する行政文書が存在しない理由

審査請求人及び警察署に対する確認結果から、本件請求については、守口警察署と曾根崎警察署における、夜間の休憩及びトイレの使用に係る許可について対応が異なる理由が分かる行政文書の公開を求めているものと判断したが、実施機関において、夜間の休憩及びトイレの使用に係る許可について定めた規定や個々の対応を示した行政文書は存在しない。

また、守口警察署及び曾根崎警察署において、当時の対応記録は作成しておらず、その他、広聴相談カード及び両警察署の当直日誌についても、記録は存在しない。

(3) 実施機関の結論

以上のとおり、本件決定は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法・不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 諮問実施機関のまとめ

本件審査請求に係る本件決定は、行政文書を実施機関が保管・管理していないことから、条例第13条第2項の規定により行われたものであり、違法・不当はないものとする。

第六 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件請求に係る行政文書について

実施機関は、本件請求に係る行政文書について、審査請求人及び該当する警察署に確認した上で、「守口警察署と曾根崎警察署における、夜間の休憩及びトイレの使用に係る許可について対応が異なる理由が分かる行政文書」と特定し、本件決定を行った。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件請求に係る行政文書を保有していないことについての諮問実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

平成〇〇年〇月〇日の夜間に、審査請求人は、守口警察署を訪れ、一晩の休憩を求めたところ、守口警察署は、夜間であったこと等からロビーでの休憩を許可した。

平成〇〇年〇月〇日の午後6時頃に、審査請求人は、曾根崎警察署を訪れ、一晩の休憩を求めたが、曾根崎警察署は、警察は宿泊施設ではない旨を説明し、ロビーでの休憩を許可しなかった。また、トイレの使用の拒否については確認できなかった。

実施機関においては、庁舎管理について定めた「庁舎管理規程」が存在するが、同規程には、夜間の休憩やトイレの使用等については規定されていない。また、同規程は、実施機関が管理する警察本部庁舎及び警察署等すべての庁舎を対象としたものであり、警察署毎に庁舎管理について規定した文書は存在しない。警察署におけるロビーでの休憩やトイレの使用については、当日の当直管理責任者の判断によるものである。

守口警察署では、周辺の宿泊施設の状況等を考慮し、ロビーでの休憩を認めたものであり、曾根崎警察署では、同様の要望も多くあるが、周辺に宿泊施設も存在することなどから認めなかったものである。

それぞれの警察署の状況からも特別に記録に残すような事柄ではなく、審査請求人についても、両日とも記録に残すような特異なことはなかったことから、両警察署の対応記録については、作成しておらず、当直日誌の中にも対応した記録はなかった。

(2) 以上の説明については、特段、不自然・不合理な点は認められず、他に、本件請求に係る行政文書が存在すると考えられる状況は見受けられなかった。

したがって、実施機関は、本件請求時点においては、本件請求に係る行政文書を保有していなかったと認められ、本件決定は、妥当である。

4 その他

審査請求書において、当審査会での口頭意見陳述を希望する旨が確認できたため、当審査会事務局から口頭意見陳述の日程調整についての文書を4回送付したが、審査請求人は、しばらく様子を見たい、延期したいなどの理由により、日程の案内に応じることはなく、その後、当審査会から同様の文書を3回送付したが、回答がなかった。

その後、平成27年5月29日に当審査会から口頭意見陳述の日程調整についての文書を送付したが、審査請求人は、期日の延期を希望するのみで、具体的な時期を特定することがなかった。

さらに、平成27年8月20日に当審査会から口頭意見陳述の日程調整についての文書を送付し、回答がない場合又は口頭意見陳述の時期を特定できない場合には、口頭意見陳述の希望がないものと判断する旨通知したが、審査請求人からの回答内容は、口頭意見陳述の時期を特定できるものではなく、その後も口頭意見陳述の希望時期についての申出がなかった。

以上のことから、当審査会は、条例第24条第1項の規定により、口頭意見陳述を行わないことと決定した。

5 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がなく「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員)

長谷川佳彦、田積司、池田晴奈、近藤亜矢子